

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 22 日

各 検 疫 所 御 中

健康局結核感染症課

医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症の流行地域からの入国者の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて(流行地域の追加)」(令和2年3月18日事務連絡、最終改訂令和2年3月20日)(以下「3月18日付け事務連絡」という。)により、検疫対応をお願いしているところです。

今般、3月18日付け事務連絡5.により、検査結果が判明するまでは検疫所長が指定した場所に留まるように要請したにもかかわらず、検査結果が判明する前に公共交通機関を使用して帰宅し、帰宅後に陽性の検査結果が判明した事案が発生しました。

つきましては、今後の検疫対応において下記のとおり運用することについて、各検疫所におかれては改めて御了知いただくとともに、対応に遺漏なきようお願いいたします。

記

1. 待機要請、仮検疫済証の交付前の対応

- 検疫所長は、3月18日付け事務連絡5.により、「赤い紙」を配布した者に対して検査を実施する場合は、検体採取を実施し、検査結果が判明するまで検疫所長が指定する場所で待機することの要請(以下「待機要請」という。)が完了する等、これらの者が搭乗していた船舶又は航空機を介して新型コロナウイルス感染症の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどないといえる状況になるまで、当該船舶又は航空機について、仮検疫済証を交付しないことができること。

- 上記 1. の船舶又は航空機に搭乗していた者は、当該船舶又は航空機について仮検疫済証が交付されるまでは、検疫法第 5 条本文の規定により、当該船舶から上陸すること又は航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所（以下「検疫場所」という。）から離れることはできないこと。
- 同法第 5 条第 1 号又は第 3 号の規定に基づかず仮検疫済証を交付前に船舶から上陸した者又は航空機及び検疫場所から離れた者については、同法第 5 条違反となり、同法第 35 条の罰則（1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）の対象となりうること。

2. 待機要請、仮検疫済証交付後の対応

- 「赤い紙」を配付した者に対し実施する検査は、検体採取、採取後の指定した場所での追加の問診等、検査の結果の伝達までの一連の行為を検疫法第 13 条の診察として実施すること。検査の結果が判明する前に、待機要請に従わず、航空機及び検疫場所を離れた者については、同条に基づく診察を忌避した者として同条違反となり、同法第 36 条の罰則（6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）の対象となりうること。
- 待機要請に応じない場合には、法第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、停留の措置をとる対象となりうること。

3. 「赤い紙」を配付した者に対する伝達事項

検疫所長又は検疫官は、「赤い紙」を配付した者に対し、必要に応じ、待機要請に従わない場合は上記 1 又は 2 に掲げる罰則等の対象となる場合がある旨、伝達すること。